

新公審査答申（個）第65号  
令和6年1月17日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

### 審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年12月26日付け、新行経第481号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が令和元年7月1日付け新病管第862号の2により行った非開示決定は、妥当である。

#### 第2 審査請求の経過

##### 1 個人情報の開示請求

令和元年6月17日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、新潟市民病院と市は同一趣旨の手紙は回答しないとしているが、同一趣旨の内容を示すもの（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

##### 2 実施機関の決定

令和元年7月1日、実施機関は、開示請求に係る「同一趣旨の内容を示すもの」を作成していないため、請求に係る個人情報を保有していないとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

令和元年7月10日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

##### 4 諮問

令和元年12月26日、新潟市長は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

#### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張

する内容は、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人は、下記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

「同一趣旨」の内容について求めているのに、「同一趣旨の内容を示すものは作成していない。」として、非開示決定している。市長が指示した「回答しない」の「同一趣旨」の説明を市長にし、それに基づいて指示したはずであり、「同一趣旨」の内容を開示すべき。「同一趣旨」の内容を答えないで、市長への手紙の制度は成り立たないのではないか。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

実施機関では、過去の質問、意見等及びこれらに対する実施機関の回答等と照らし合わせ、同一性の有無を判断している。請求人が求めるような「同一趣旨の内容を示すもの」を作成していない。なお、本件審査請求書にある「同一趣旨」の説明を市長にし、それに基づいて指示したはず」との記載は、本件請求書の記載とは異なるが、念のため補足すると、同一趣旨の内容について市長に説明したり市長から指示を受けたりした資料についても存在しない。よって、本件決定は妥当であると考ええる。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求に係る公文書を作成していないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件請求文書の存否について検討を行う。

##### 2 本件請求文書の不存在について

(1) 実施機関は、市長への手紙の回答について、過去の質問、意見等及びこれらに対する実施機関の回答等と照らし合せ、同一性の有無を判断しているため、「同一趣旨の内容を示すもの」を作成していない。また、同一趣旨の内容について市長に説明したり、市長から指示を受けたりした資料も存在しないとして本件決定したものであると主張している。

(2) そこで、当審査会が実施機関に対し、同一性の有無についてどのように判断しているか改めて確認したところ、同一性の判断は、それぞれの事案や質問内容により趣旨が若干異なる可能性があるため、あらかじめ、同一性の判断の取り決めがなく、画一的な「同一趣旨」の内容を示すものは作成していないとのことであった。

なお、同一性の判断については、それぞれの事案、質問内容ごとに、実施機

関の決裁を受けたうえで、院内で共通認識としているとのことであった。

(3) また、本件請求文書に同一趣旨の手紙は回答しないとする記載があることから、当審査会は事務を所管する広聴相談課へ、市の「市長への手紙」事務取扱要領（以下「要領」という。）について確認したところ、「市長への手紙」の回答については、要領4「回答」の各号の該当性を、新潟市事務専決規程に基づき、広聴相談課長が決定しているため、要領4「回答」(3)の「回答しないもの」についても、市長の指示を受けることなく決定できるとのことだった。

(4) そうすると、同一趣旨の内容について市長に説明したり、市長から指示を受けた資料はなく、また、本件請求文書を作成していないとする実施機関の説明に、特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和 元年12月26日	実施機関の諮問書を受理
令和 5年11月9日	審査会開催（第1回）
令和 5年12月4日	審査会開催（第2回）
令和 6年1月11日	審査会開催（第3回）

(第2部会)

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 藤瀬竜子